草加市文化会館 ホームページ

バナー広告募集!



地域の文化拠点である文化会館のホームページは、様々なイベントの情報が豊富であり、会館利用者など多くの

方にご覧いただいております!

ぜひ貴団体・貴社のPRにご活用ください!

掲載スペース

①トップページ または ②イベントページの画面下段

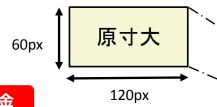
規格

◎大きさ:縦60ピクセル×横120ピクセル

◎容量 : 20KB以内

◎形式 :GIF • JPEG • PNG

※動きや反転のないもの



掲載料金

掲載ページ	期間	料金 / 枠
①トップページ	月額(1か月)	5,000円
	年額(1年)	54,000円
②イベントページ	月額(1か月)	3,000円
	年額(1年)	32,400円

年間掲載申込みがお得です!!

申込み・支払方法

- ◎掲載開始ご希望月の**前月15日まで**に、申込書と広告の 原稿データを下記申込み先までお送りください。
- ◎「掲載申込書」は、当会館ホームページでダウンロードできます。
- ◎支払方法:**銀行振込**

詳しくは、下記までお気軽にお問い合せください。

【 申込み・お問い合わせ 】

公益財団法人草加市文化協会 総務担当 〒340-0013 埼玉県草加市松江1-1-5 草加市文化会館 TEL 048-931-9327(直通) E-mail:info@soka-bunka.jp FAX 048-936-4690 http://soka-bunka.jp/





バナー広告掲載申込書

平成 年 月 日

公益財団法人草加市文化協会 理事長 長谷部 健一 あて

公益財団法人草加市文化協会が運営するホームページにバナー広告を掲載したいので、次の とおり申し込みます。

申込者(名称)・ 代表者氏名	印
住 所	
連絡先	電話 FAX
掲載希望期間	平成 年 月から か月間
掲載希望枠	□トップページ ()枠 □イベントページ ()枠
リンク先 URL	

※申込書に添えて、CD-R等の電子媒体で原稿(画像データ)を提出してください。

≪担当≫

氏名

電話

FAX

E-mail

平成27年2月24日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人草加市文化協会広告掲載要領(平成27年2月24日制定。 以下「要領」という。)に定めるもののほか、インターネット上で公益財団法人草加市文化協会 (以下「協会」という。)が運営するホームページ(以下「ホームページ」という。)へバナー 広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「バナー広告」とは、協会のホームページ上において、広告内容を表 す四角の画像ファイルを表示し、そのファイルから広告主が希望するサイトへのリンクを張る ことができるものをいう。

(規格)

- 第3条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) 大きさ 縦60ピクセル 横120ピクセル
 - (2) 容量 20 K B 以内
 - (3) 形式 GIF、JPEG又はPNG
- 2 掲載するバナー広告は原則として動きや反転のないものとする。
- 3 過度に鮮やかな模様や色彩を使用しないものとする。

(掲載順序)

- 第4条 バナー広告掲載の順序は、原則として広告掲載申込みのあった先着順とし、協会が指定するものとする。
- 2 申込みが募集枠数を超えたときは、申込み順に広告枠の空きが出次第、順次掲載するものとする。

(掲載位置及び枠数)

- 第5条 バナー広告の掲載位置は、ホームページのトップページ及びイベントページに掲載する ものとする。
- 2 バナー広告の掲載枠数は、ホームページのトップページについては12枠、イベントページ については8枠とする。

(掲載期間)

- 第6条 バナー広告掲載期間(以下「掲載期間」という。)は、原則として月の初日から末日まで の1月を単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、理事長及び広告主の協議により、掲載の開始日を2日以降とすることができる。ただし、掲載を開始した月の掲載料については、1か月分を納めるものとする。
- 3 連続する掲載期間は最大12か月とする。
- 4 第1項の規定に関わらず、12月分の掲載期間は12月1日から12月27日までとし、また、1月分の掲載期間は12月28日から1月31日までとする。

(掲載料)

- 第7条 バナー広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、トップページにおいては1バナー広告 枠当たり月額5,000円(税込)とし、イベントページにおいては1バナー広告枠当たり月額3,000円(税込)とする。ただし、12か月分の掲載料を一括して前納する場合は、トップページにおいては54,000円とし、イベントページにおいては32,400円とする。 (掲載の募集)
- 第8条 バナー広告掲載の募集は公募とし、ホームページ及び広報媒体等により行うものとする。 (掲載の申込み)
- 第9条 バナー広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する月の前月15日までにバナー広告掲載申込書(第1号様式)に、広告の原稿を添えて、協会の理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(掲載の決定)

- 第10条 理事長は、前条による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告掲載の適否を決 定するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により広告掲載の適否を決定したときは、その結果を公益財団法人草 加市文化協会バナー広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するもの とする。

(掲載料の納付)

第11条 バナー広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、バナー広告掲載期間に係る月の末日(以下「掲載月末日」という。)までに掲載料を納付しなければならない。ただし、掲載期間が2か月以上にわたる場合又は12か月掲載の一括前納割引を利用する場合は、最初の掲載月末日までに一括して納付するものとする。

(掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、バナー広告掲載後において掲載の取下げを希望する場

合は、バナー広告掲載取下申出書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申出書を受理したときは、速やかにバナー広告掲載取下承認通知書(第4 号様式)により当該広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

- 第13条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当 該各号に定める額を還付する。
 - (1) 掲載期間が2か月を超え、掲載料の全額を一括前納した場合(12か月掲載の一括前納割引を利用した場合を除く。)において、前条第1項の規定に基づく掲載の取下げの申出があった場合は、既掲載月の翌月以降の納付済月額掲載料の総額を還付するものとする。
 - (2) 掲載期間が12か月で、一括前納割引を利用した場合において、前条第1項の規定に基づく掲載の取下げの申出があった場合は、第7条ただし書に規定する一括前納額から、既掲載月数に月額掲載料を乗じて得た額を差し引いた額を還付するものとする。
 - (3) 掲載期間中、協会の都合又は協会及び広告主それぞれの責めに帰さない事由により、ホームページを閉鎖した場合又は広告の一部もしくは全てを掲載できなかった場合は、トップページについては1日につき165円、イベントページについては1日につき100円を還付ものとする。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載料の還付は行わないものとする。

(広告主の責務)

- 第14条 広告主は、バナー広告の内容及びデザイン等が協会のホームページのイメージを損な うことのないよう、協会と調整しなければならない。
- 2 バナー広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。 (その他)
- 第15条 この基準に定めるもののほか、バナー広告掲載の取扱いについて必要な事項は、別に 定める。

附則

この基準は、平成27年3月1日から施行する。